

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院は、マイナンバーカードを用いて医療情報を取得・活用する体制を有しております。マイナンバーカードを利用して、受付前に設置してある端末の操作をしていただくことで下記の情報閲覧が可能となります。

- ・薬剤情報：重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者さんの病態を把握できます。
- ・特定健診結果：診療上の判断や薬の選択等に生かすことができます。

上記の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。

2024年1月より下記のとおりへ変更されます

初診：4点

- ・保険証で受診した場合
- ・マイナンバーカードによる診療情報の取得の同意がない場合

初診：2点

- ・マイナンバーカードによる診療情報の取得に同意した場合
- ・他院からの紹介状を持参された場合